



平成29年度

## はな広場 運営ケア計画



地域密着ユニット型介護福祉施設 はな広場・しまかみ

小規模多機能ホーム はな広場・よこたの家

---

〒959-0111 燕市横田9948番地1  
TEL 0256(47)1222 FAX 0256(63)4050

〒959-0318 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地

**社会福祉法人 桜井の里福祉会**

TEL 0256(94)3939 FAX 0256(94)2552  
URL : <http://www.sakurai-fukushi.or.jp>

# 高齢者総合生活支援施設はな広場 運営ケア計画 目次

I 桜井の里福祉会ケアの理念	.....	1
II 社会ニーズと桜井の里福祉会のあり方		
1 介護保険制度及び高齢者保健福祉の動向	.....	3
2 社会福祉法人桜井の里福祉会の取り組み	.....	4
3 平成29年度重点的取り組み	.....	5
4 高齢者総合生活支援施設はな広場 運営方針	.....	6
5 職員の基本倫理	.....	7
6 生活支援の具体的進め方	.....	8
7 はな広場・しまかみ重点目標	.....	10
8 はな広場・よこたの家重点目標	.....	13
9 機能訓練・クラブ活動等	.....	14
10 健康管理・診療体制	.....	16
11 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する職員教育	.....	19
12 食事提供	.....	19
13 地域支援活動について	.....	22
14 非常災害対策	.....	23
(1) 考え方	.....	23
(2) 災害時行動マニュアル	.....	23
(3) 消防計画及び避難訓練	.....	24
(4) 緊急連絡体制	.....	24
(5) 火災報知機及びスプリンクラー設備	.....	24
(6) 非常災害時の備蓄について	.....	24
(7) 平成28年度はな広場防災訓練計画	.....	25
III 社会福法人桜井の里福祉会 組織図・法人本部体制	.....	26
(1) はな広場組織図	.....	27
(2) はな広場諸会議及び委員会運営	.....	28
(3) はな広場運営組織内容	.....	29
IV 年間業務計画	.....	33
V お楽しみ計画		
(1) はな広場・しまかみ行事計画	.....	34
(2) はな広場・よこたの家行事計画	.....	35

VI リスクマネジメントについて	.....	36
(1) 意見及び苦情解決システムについて	.....	36
(2) 苦情解決担当者とその連絡先	.....	36
(3) 意見及び苦情解決の流れ	.....	38
VII 桜井の里福祉会研修システム	.....	39
(1) 定義・目的	.....	39
(2) 職場研修を担うそれぞれの基本的役割	.....	39
(3) 体系図	.....	39
(4) 研修計画	.....	40
(5) 職員研修の考え方及び計画	.....	42
VIII 業務分掌表	.....	43

✿はな広場には沢山の笑顔の花が咲いています✿



～季節の移ろいを感じながら～

出掛ける場所は皆様が決定します

～はな広場での暮らし～  
過ごし方は人それぞれです

## 桜井の里福社会ケアの理念

- 「もう一つのわが家づくり」を目指します
- 「ご利用者とご家族の尊厳と権利を守り、人として当たり前の生活」を保障します
- 「施設は地域の共有財産であり、地域住民、ご利用者、ご家族の利益を第一」とします

## 組織における職員の位置づけ

### 望む職員像

- ご利用者、ご家族のニーズにお応えする事のみならず、期待を超えるサービスを提供すること
- あいでになった人、全てにお土産をもってお帰りいただくサービス提供者であること
- 法人職員としての自覚と全体を考えた行動を行うこと
- 技術・感性（人の尊厳、立場、思いを大切にする力）の向上を目指すこと
- 専門性を大切にし、必要な資格は最低限必要なものとして取得すること

▼  
**良質なサービスの提供・職員のやりがい**  
▼

**法人の成功**

# まず大切なサービス

- どなたにも心からの温かい挨拶を行います
- 感じの良い受入れとお見送りを行います
- 人として自分がされて嫌な事は行いません

## 職員の信条

全ての判断基準として、ご利用者とご家族の「安心感・心地よく利用できる事」「権利が守られ、人としての尊厳が守られている事」とします

- ①ご利用者の事を信頼し、常に話し、了解をもって行います
- ②ご利用者を家族のように受け入れます
- ③ご利用者に呼び止められたら必ず立ち止まり話を聞きます  
(「ちょっと待って下さい」と言いません)
- ④いつもご利用者の傍らにいる事を大切にします
- ⑤ご利用者に障害があっても当たり前に行っている生活が送れるよう努力します
- ⑥障害を見るのではなく「生活者としての人」を見ていきます
- ⑦ご利用者に生活の中で役割を持つていただけるような関わり方をします
- ⑧職員主体の環境作りは行いません
- ⑨ご利用者中心の言葉遣いをし、否定語は使いません
- ⑩ご家族に、ご利用者の生活を共に考えるパートナーになっていただけるよう常に働きかけます
- ⑪ご利用者が自ら選び決定できるよう情報を伝えます
- ⑫ご利用者がいつでも外に出かけられるように配慮します

## II. 社会ニーズと桜井の里福祉会のあり方

### 1. 介護保険制度及び高齢者保健福祉の動向

介護保険制度の開始から17年が経過し、私たちの日常にしっかりと定着しました。私は、厚生労働省による近年の施策の中で“大ヒット作”と言っていいと思います。(急激に利用者が増えたことによる課題は多くありますが)

なぜ介護保険の利用者が急激に増加したのでしょうか？高齢化の進行、家族形態及び就労形態の急激な変化等、背景要因はありますが、介護支援専門員が核となり、サービスを一体的・総合的に、契約に基づき、権利として利用できるようになったことが最大の要因だと思います。(サービスのワンストップ化・一体化)

現在、さらに増加する高齢者と家族の地域における暮らしを支えるために、2025年に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を、地域で包括的に確保することを目的とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けて地域住民、行政、介護保険事業者などあらゆる人たちの取り組みが求められ、進められています。そこでは、小規模多機能型居宅介護を中心として、地域で同じ事業所で、多様なサービス（介護保険だけではない）を利用するサービス機能の一本化が進められています。単品サービス・介護保険サービスのみでは、ご利用者の多様なニーズが満たされません。(サービス機能の一体化)

そして今後は、対象者を限定するのではなく、高齢者や、障がい者、子ども、生活困窮者など、地域で多様なニーズを抱えた人が多様なサービスを使い、地域で生活していくよう相互に支援する仕組み作りが求められます。サービスの担い手とサービスのご利用者が一律に区別されるのではなく、内容によってサービスの担い手受け手が変わってきます。分野を問わず、困っている人がワンストップで相談支援を受ける体制作りを進めていく必要があります。(共生型サービス・共生型地域福祉)国も平成29年度は「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定しその具体的展開に着手しました。平成30年度からはその一環として、介護保険サービスと障害福祉サービスの相互乗り入れが始まる予定です。

また、認知症の人が急増することと相まって、国は認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定しました。その基本的考え方は「認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続ける社会の実現を目指す」「認知症の人を単なる支えられる存在でなく、認知症の人が認知症とともにによりよく生きていけるような環境が必要」としています。認知症の人が援助を受けるだけの存在から、生活の主体者として位置付けられたことは大変に意義深いと思います。

この計画策定に大きな影響を与えた動きとして、認知症の人ご本人たちの活躍があります。認知症の人たちの当事者団体（日本認知症ワーキンググループ）を設立し、政策提言、さまざまな学会やマスコミ、市民への講演会などで自身の言葉で、体験や考えを語っています。これらの活動が大きく社会を動かしつつあります。

一方、増え続ける介護保険財政を反映し、平成27年報酬改定では、報酬の大幅減額となり、法人・事業所の経営は厳しさを増しています。

その中、当法人は「地域住民、ご利用者・ご家族の利益を第一」をしっかりと掲げ、社会情勢、施策を踏まえ、弥彦村、燕市、新潟市にとって必要な事業に取り組んでいく必要があります。

## 2. 社会福祉法人桜井の里福祉会の取り組み

### (1) 社会福祉法人制度改革

平成29年度は社会福祉法人制度改革が具体的にスタートします。主な内容は以下の通りです。

- ① 経営組織のガバナンスの強化（組織体系が大きく変わります）
- ② 事業運営の透明性の向上
- ③ 財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務

これらは当法人においては新しいことではなく、いずれも取り組んできた延長線上にあると思いますが、制度改革に合わせて様々な変更を行っていきます。

### (2) 法人事業の現状と今後

桜井の里福祉会は、特別養護老人ホーム桜井の里開設から23年を経過しました。これまでのあゆみは、地域ニーズに心を傾け、関係市町村と密接な連携のもと、地域に必要な事業展開を行い、平成29年4月には、介護保険事業を中心に37事業所、職員は410名を超える体制になりました。

近年は地域密着型サービスを中心に平成27年度は「地域生活支援施設つどい（認知症グループホーム・小規模多機能型ホーム・常設型カフェ）」を開設。平成28年度は燕市より譲渡を受けた「分水健康福祉プラザ」内に「訪問看護ステーション・桜井」を開設いたしました。訪問看護ステーションは当法人にとって初めての事業で、手探りのスタートとなりましたが、スタッフの頑張りもあり、徐々に地域に浸透し、地域資源としての役割を果たせるようになってきたと思います。平成29年度は、弥彦村で初めての「小規模多機能ホームやひこの家」がオープンします。早くご利用者・家族の地域生活継続支援の一助になるよう努力していきたいと思います。また、新潟市西区赤塚地区で平成29年7月に居宅介護支援事業所、11月に小規模多機能型居宅介護施設の開設を目指しております。当法人にとって新潟市で初めての事業所で、地域の皆様の信頼を得ることができるよう、準備と運営を行っていきます。

一方、今まで新規で事業を増やすことが中心でしたが、地域ニーズは刻々と変化してきています。弥彦村においては、小規模多機能ホームやひこの家開設に合わせ、デイサービスやひこの営業日を減らします。今後は、年度途中であっても柔軟に、事業の縮小、変更を行っていく必要があります。

## 3. 平成29年度重点的取り組み

### 1) 事業所関係

- ① 小規模多機能ホームやひこの家の開設と安定的運営を目指します。
- ② 新しく始まる「市町村総合事業」、当面は弥彦村・燕市の通所A型事業を、利用者の満足いくものになるよう目指します。
- ③ （仮称）新潟市西区赤塚地区小規模多機能居宅介護施設、居宅介護支援事業所を地域の信頼を得ながら準備、運営を開始します。
- ④ 分水健康福祉プラザの長期的運用計画を策定します。

### 2) ケア関係

- ① 私たちの目指す「自立支援」を具体的に示し、実践していきます（自立支援）
- ② 地域の中に事業所が存在することの意味を高め、各事業所が地域の中でできることを具体的に実践していきます（地域の中の事業所）
- ③ ご利用者が納得してサービスを受けること、自らの生活を高めることを支援することを前提としたサービス提供をしていきます（権利擁護、利用者主体）
- ④ 利用者の生活の質の向上及び職員の負担軽減のために新しい福祉機器、介護ロボット等の導入に積極的に取り組みます。

### 3) 法人運営関係

- ① 組織体制が変わる中で、より透明で、職員が主体的に経営に参画する組織づくりを進めます。
- ② 今まで行ってきた社会貢献活動を、より進めていきます。
  - ・ 災害時緊急介護派遣チーム（DCAT）の教育訓練と必要時出動
  - ・ 職員の地域消防団への参加支援
- ③ 平成27年度介護報酬ダウンによる収入減と収益悪化に対する効率的運営を今後も続けます。
- ④ 人材確保とサービス向上のために、法人が持続可能な中で、職員の待遇改善に取り組んでいきます。
- ⑤ 法人にとって職員こそ財産であり、職員のキャリア形成、研修の充実にさらに取り組みます。

（文責 常務理事・総合施設長 佐々木勝則）

## 4. 高齢者総合生活支援施設 はな広場 運営方針

### はじめに

昨年から法人の組織編制により、はな広場を拠点として、5つの事業所が連携を図り運営してきました。地域密着型の事業所として、施設の存在する地域性を活かしてそれぞれの事業所がしっかりと自立した支援を行うことを目指します。

事業所がそれぞれに自立し、地域に必要とされる支援を行うためには、職員ひとり一人が、自ら考え、自らが判断し、自らが行動できる。そしてその結果に責任が持てる自立した職員でなければならぬと考えます。

自立した職員が自らの専門性を高め、判断力・実践力・応用力の醸成を養いチーム力を高めていきたいと考えます。

地域の多様な援助ニーズの把握を行い、小規模事業所だから出来る迅速な対応を行います。

### (1) 基本理念

『住み慣れた地域で最期まで

おひとり一人のこれまでの暮らしを大切に、

おひとり一人のこれから暮らしを支えます』

### (2) 基本方針

① 私たちは、季節を感じ、五感に働きかける家庭的な環境を提供し、おひとり一人の時間の流れを大切にします。

② 私たちは、はな広場に暮らす人、通う人、集う人、支える人と共に寄り添い、地域の一員として生活します。

③ 私たちは、優しい笑顔を絶やさずに、自立心を持ち、相手の立場になって考え、実践できる人を目指します。

### (3) コンセプト

① 地域の皆さんのが、世代を問わず、誰もが気軽に散歩がてらに訪れることができ、そこで他愛もないふれあいはもちろんのこと、ご自分たちの花や緑の植栽などで、共通、共有できる体験、活動を通じて、互いを思いやる気

持ちを育みます。

- ② 今までの桜井の里、分水の里、生きがい広場地蔵堂で培った、地域の方々の気持ちを十分に汲んだ、そしてごく自然な、私たちにしかできない「かわり」を展開します。
- ③ 住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるために、施設が地域の中の存在する意義を地域と一緒に考え、「近くにあって良かった、安心できる」頼れる存在を目指します。

### (4) 重点目標

① はな広場・しまかみはユニット型施設として「入居者ひとり一人の生活習慣や思い・願いを尊重し、自律的な生活が継続できるようにサポートする」というユニットケアの目指すべき視点を実践の中で具体化してまいります。

② はな広場・よこたの家は地域で自宅で暮らし続けたいと願う利用者・ご家族の思いに添えるように、お一人ひとりとしっかり向き合い、小規模多機能型居宅介護事業の柔軟性・即時性を活かした生活支援を実践の中で具体化してまいります。訪問機能の充実、総合マネジメント支援の実践に努めます。また、登録者の支援のみならず、地域の見守り、ちょっとしたサポートにも貢献していきます。

③ 入居者・利用者の会を毎月行い、皆さんの声を聞いてユニット会議を行い「主役は入居者・利用者」を職員一同確認し合いながら、"良いことはすぐ実行" "共に暮らしを楽しむ"ことを大切にしてまいります。

## 5. 職員の基本倫理（老人福祉施設倫理綱領より）

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たには、すべての国民から、大きな期待が寄せられています。この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定

めます。

(1) 施設の使命

施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活を送ることができる拠点施設となることを使命とします。

(2) 公平・公正な施設運営の遵守

施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

(3) 利用者の生活の質の向上

施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

(4) 従事者の資質・専門性の向上

施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

(5) 地域福祉の向上

施設で働く私たちは、地域社会の一員として自覚を持ち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

(6) 国際的視野での活動

施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

## 6. 生活支援の具体的進め方

① 利用者の主体性を引き出します

利用者が自分なりに行おうとする事を妨げず、「～してあげる」事が、逆に利用者を傷つけたり、主体性を奪ってしまうことに繋がります。スタッフの思う理想的な支援ではなく、利用者の思いや、願いや、生き方を理解し尊重した生活支援を行います。

② 安定した環境を整えます

利用者の生活環境を単に管理上の問題やリスク管理だけを考えず、おひとり一人の「生活の習慣」を大切にします。利用者が今までの日常生活を継続的に、主体的に使うができるように、押しつけの利便性にならないように、利用者が安心して自宅や施設で暮らすことができる環境を多角的考えて行います。

③ 利用者おひとり一人の力を引き出します

利用者の出来ることに着目し、「～させる」のではなく「～したい」という意欲

を引き出すことが、生きる力になります。利用者が自信を持って出来たことに達成感を得られるように、働きかけます。

④ 入居者同士の関りを尊重します

入居者同士が共同生活を営むにあたり、個々の入居者にとって他入居者はもっとも身近な近隣です。入居者同士が馴染みの関係を持つことにより、疎外感や不安な気持ちが和らぎます。入居者同士が安心して暮らしていくためのコミュニティを考えた支援を行います。

⑤ 利用者おひとり一人に役割を提供します

人は、自分を必要とされる事、自分の役割があることを実感することで、大きな安心と目的を持って生活できます。生活の中で、個々の利用者の力（特技・能力）が発揮できる機会と生活の場を提供します。

⑥ 何をしたいか必ず尋ね、選択できるかわりを行います

認知症の状態にある方であっても意志や感情はしっかりとあります。表現できなかったり、言葉で伝えることが難しくなっても、決して失ってはいません。尋ねれば必ず表現できます。「～して下さい」とは言いません。「～して頂けますか」「～ですか？」と依頼形での言葉かけを行います。

⑦ 見守りを大切にし、出来ない事に援助します

認知症の状態の人は、周りが見て間違った行動をとったとしても、本人なりの考え方、思いがあって行動されます。時間をかければ自分自身で解決できることも多いはずです。私たちの尺度で解決の近道を指示することは、かえって混乱したり、自分なりのやり方を制限し主体的な行動を奪ってしまいます。利用者がわかりやすいように情報を提供し、ご自分で解決できるようにさりげなく支援します。

⑧ スタッフのペースではなく利用者のペースを守ります

利用者おひとり一人を生活の「主役」として捉えた関り方を行います。今までの暮らし方が皆違っていたことを理解します。おひとり一人のペースを理解し、急がせたりせず、待つ事を心がけた支援を行います。

⑨ プライバシーを尊重し、守ります

たとえ障がいがあっても、認知症の状態であっても全てを失ったわけではありません。それぞれの生活の中において、羞恥心、自尊心に配慮した支援を行い、個人情報に対する守秘義務を守ります。

⑩ 個人の尊厳を守ります

認知症の状態の人の行動が時として奇異にみえる場合があります。それを周りの人々とうまくつなぎ合せて生活できるように、支援します。むやみに行動を制限したり、身体的、精神的拘束は行いません。利用者の尊厳ある生活とは何かをご

家族と一緒に考えます。

⑪ 社会、地域とのつながりを大切にします

地域での社会資源を活用し、施設内だけでの生活を完結せず、地域の一員としての役割を担います。自治会員として、運営推進会議等を通じて、誰でも気軽に訪問できる運営を行います。

⑫ ライフサポートワーク（地域生活支援）プランを実践します

利用者が今、どうしたいか、何をしたいかを聞き、ご本人を含めたチームで考えます。24時間の個別的な地域生活支援を可能にするために、状態や状況の変化に柔軟かつ即応したプランを作成し、実践します。

⑬ リスクマネジメントへの取り組みを行います

人が生きていくためにはリスクは当然起こり得るものと認識し、法人間との連絡協力体制の下、リスクマネジメントの充実を図ります。普段の生活の中にある気づき（リスク予防）、直後の対応を適切に行います。

## 7. はな広場・しまかみ重点目標

ユニットケアは、職員間の連携が不十分となりがちな縦割り、分業体制からの脱却することが目的です。入居者ひとり一人と職員が正面から向き合い、馴染みの関係を作るには、固定した職員を生活単位としての各ユニットに配置し、生活単位と生活支援単位との一致を目指します。

各ユニットの『入居者の会』を毎月開催し、入居者皆さんのが主体的に、自律的に生活を営むことができるよう、入居者さんの声を大切にした支援を行います。

### 【秋桜ユニット】

#### i. 重点目標

- ① お一人ひとりの想いを大切に、今の状態や状況に合わせ、ご家族と共に側に寄り添いながら、一日一日充実した暮らしを過ごせるよう支援していきます。
- ② 季節を感じられる居心地の良い環境づくりを入居者の皆様と考え、行っています。

#### ii. 具体的取り組み

- ① 新しく入居された方々もいられる中で、環境が変わったとしても、やりがいや楽しみが充実できるように寄り添い、ご本人の想いをくみ取りながらやりがいや楽しみが充実できるよう支援していきます。また、季節に応じた外出や、入居されている方お一人お一人の行きたい場所に出かけたり、ご自宅へ帰ることなど、個別の外出も積極的に行っていきます。

- ② お部屋はご本人やご家族と共に居心地が良くなるよう使いやすさを深め、なじみある物やご本人に必要な物の充実をはかり、季節に合わせた居室づくりを行っていきます。また、リビングをはじめ、茶の間など全ての空間において季節を感じられるような環境づくりを、一緒に考えながら行っていきます。
- ③ なじみの場所や、ご自宅への外出を支援します。入居者同士不安なく安心して生活を送る為にはどうしたらよいか、情報を共有し合いながらご本人やご家族と一緒に考え、共に支え合って行きます。

#### iii. 平成28年度の取り組み評価

- ① 入居者の身体的な状況の変化もあり、季節ごとの外出はあっても、その時々での外出はすぐに実現できない場面がありました。ご家族の気持ちを考え、寄り添うことを大切に、声を多く拾うことはできたと思います。
- ② リビングの環境づくりは四季に合わせた装飾をし、季節に応じた空間づくりができましたが、皆様の居室の環境整備に関してはもう少し充実が必要だったように思います。しかし、食事の場面では盛り付けを工夫したり、天気の良い日には庭に出て食事やおやつを食べていただいたりと、日々の暮らしの中でも環境を変え楽しんでいただけるよう工夫できたと思います。

### 【夏つばきユニット】

#### i. 重点目標

- ① お一人ひとりの想いを大切にし、今まで育んできた暮らし、楽しみ、生きがいがこれからも継続できるように支援します。
- ② 季節を感じながら、居心地の良い環境づくりを入居者の皆様と一緒に考え行っています。

#### ii. 具体的取り組み

- ① 入居者の今の状態に合わせながら、自分らしく生活していただき、心地良い暮らしを続けて頂けるよう支援します。
- ② 自分の役割、やってみようと思う気持ちを尊重し、実行できる支援を行います。
- ③ 入居者同士・ご家族・なじみの方との時間を大切に、いつでも居心地よく過ごせる環境を整えていきます。

#### iii. 平成28年度の取り組み評価

- ① 入居者の一番望まれている想いをお聞きし、ご家族の協力もいただきながら、多くの希望を叶えることが出来ました。
- ② ベランダでプランターの花を眺めたり、野菜を育て収穫を行ったりと、季節を五感で感じていただくことが出来ました。

③ お一人ひとりの何をしたいのか、できることは何かを引き出し、支援につなげていくことに努めました。

## 【花みずきユニット】

### i. 重点目標

- ① 暮らしの場として季節感を感じながら生活が送れるよう居心地の良い環境を整えていきます。
- ② 入居者のこれまでの暮らしを尊重し、お一人ひとりの気持ちと思いを受け止め、その人らしい充実した生活が送れるように支援していきます。

### ii. 具体的取り組み

- ① それぞれの居室を中心に居心地のよい環境や日々の生活が豊かになるように、花などの季節を感じる事のできるものを飾り、環境づくりをしていきます。
- ② 職員が決めつけるのではなく、お一人ひとりの意思を尊重し、選択・決定して頂くことで、もう一つの我が家となるような暮らしづくりをしていきます。

### iii. 平成28年度の取り組み評価

- ① 玄関を中心に四季折々の花を飾ることで、皆様に季節を感じていただくことが出来ました。また、皆様が気持ちよく日々を過ごしていただけるよう整理整顿し、ここでの生活を安心・安全に暮らせるよう努めました。
- ② 近所への買い物や横田地区の行事等に参加したり、それぞれの地元の行事に参加し、自宅へ帰ることで、ご家族や知人との関係性を新たに築けたり、継続する事が出来ました。

## 【相談援助】

### i. 重点目標

- ① 生活の主体者は入居されている方であることをしっかりと認識し、入居者の視点に立って、一人一人の思いが実現できるように努めています。
- ② 入居されている方の尊厳と権利を守り、当たり前の生活ができるよう努めています。
- ③ 新しく入居される方や、はな広場から退居していく方の支援をより重視していきます。
- ④ 相手の立場にたった説明を心がけ、いつでも頼っていただけるよう関わりをしていきます。

### ii. 具体的取り組み

- ① 毎日ユニットに足を運び、入居されている方と会話し、それぞれの思いを聞き、その思いが実現できるように各職員と連携していきます。
- ② 行事や来訪者、職員の異動や入居・退居等、入居されている方に関わる全ての情報を伝えし、ご自分の生活をご自分で組み立てていただけるよう支援していきます。
- ③ 新しく入居していただく方には、少しでも不安なく生活していただけるよう工夫を様々な角度から考えていきます。また看取りや在宅復帰を含めた退居についての関わりを重視していきます。
- ④ 入居を申し込まれている方、これから入居の相談にこられる方に、現状をしっかりとお伝えした上で、はな広場入居だけでなく、その方にあった支援方法をご本人・ご家族・各関係機関と一緒に考えていきます。

### iii. 平成28年度の取り組み評価

- ① ユニットに顔が出せない日がありましたが、カンファレンスや日々の関わりの中で、皆様からの声を聞く機会を持ちました。
- ② 職員の異動や退職、施設内の行事、お客様の声や入居者の永眠、選挙の情報等々、入居されている方とご家族に関わる情報は全てお伝えし選択していただけるよう努めました。
- ③ 新しく入居していただいた方に対しては、今までの暮らしがはな広場でも継続していただけるようにセンター方式を使用し、アセスメントを詳しく行いました。また、入居時のカンファレンスにはご本人とご家族、さらには今まで関わってきた居宅のケアマネージャーにも参加していただき、これまでの暮らしの情報を共有させていただきました。ただ、在宅復帰にむけた支援に関してはご自宅への外泊の機会は多くもっていましたが、入居者の在宅復帰の実現には至りませんでした。
- ④ 入居申し込みをされる方に対して、はな広場への入居相談の他に、必要と思われる方には他のサービスへの紹介等も行いました。今後もその方にあった支援方法をご本人・ご家族・各関係機関と一緒に考えていきます。

## 8. 小規模多機能ホーム はな広場・よこたの家の基本となる機能

### (1) 通い

- ① 固定した時間にとらわれるのでなく、ご本人の状態や、ご家族の状況に合わせてサービスの提供時間や方法を柔軟に変化させることで、在宅生活を支援します。
- ② 限られた方と丁寧にかかわることで、スタッフは利用者の変化に早めに気づくことができ、ご家族とのコミュニケーションも密に図ることができます。生活を総合的に支えます。
- ③ ご利用者の自宅での暮らしとご家族の状況、地域社会とのかかわりを把握したうえで、適切なサービス提供を通じて、そのかかわりの継続・構築・

修復を支援します。

(2) 宿泊

- ① 駐染みの関係が作られ、通いの延長線上で利用することができます。通いからそのまま連続的につながった機能として支援します。
- ② 通いと同じ、駐染みの場所、駐染みのスタッフが支援します。

(3) 訪問

- ① 自宅で過ごしている時間でも、同じスタッフが訪問します。
- ② 利用者だけではなく、ご家族とのかかわりも大切にし、その日の状況に即応したサービスを提供します。

i. 重点目標

- ① 訪問サービスを利用する中で、一緒に行っていくことに重点をおき、自宅での生活が安心して過ごせるようにご家族と協力しあ手伝いしていきます。
- ② よこたの家に来ることで楽しみや生きがいを持てる様に、一人一人の方のしたい事やりたい事の実現を目指します。

ii. 具体的取り組み

- ① 本人が安心して自宅での生活の継続が実現できるように、自立支援に重点をおき、出来る事できないことへを見極め、出来るにはどのようなお手伝いが必要かをご家族と協力して取り組んでいきます。
- ② 毎月行っているご利用者の会の優友会で挙がった事柄やカンファレンスで一人お一人の思いや希望を伺いながら、実現できるように取り組んでいきます。

iii. 平成28年度の取り組みの評価

- ① 本人・家族の意向を伺いながら、家族不在時など臨機応変に対応することができました。突然の宿泊希望や通い希望にも対応することができました。
- ② 体操ひろばの参加やひまわり会の参加、よこたの祭りやひろば祭りなど地域との交流を行い、地域との繋がりを大切にしていくことができました。
- ③ 日々のカンファレンスでご利用者から直接声をいただき、プランを見ながら職員間でも課題を共有することができました。

## 9. 機能訓練・クラブ活動等

### 【機能訓練】

i. 重点目標

- ① ご利用者の方たちの心身の状態を評価し、生活を充実して送れる環境を考えていきます。
- ② 定期的な介護方法・福祉機器の使用方法など体験する・知識として知る機会を持つるようにしていきます。

ii. 具体的取り組み

- ① 身体的な面へのアプローチとしては、ポジショニングの改善・維持を目的として取り組むことと、生活の充実の面ではボランティアや催し物の開催を考えています。
- ② 福祉機器や介護方法等をユニット会議時に実践を踏まえて定期的に開催しています。

iii. 平成28年度の取り組み評価

- ① ご利用者の状態に合わせた車いすや福祉機器の提案を行いました。また昔になじんだものから生活に結び付けられるものやイベントなど開催していました。
- ② 福祉機器や介護方法等、ユニット会議の際に少人数での研修を行いました。現場でも使用する場面を考えてもいい、使いやすい場所など具体的に決めていました。
- 法人全体でも福祉機器委員会により福祉機器の使用方法や意義などを伝える機会もありました。

### 【クラブ活動・余暇活動等について】

(1) クラブ活動

- ・書道を楽しむ会  
毎月2回開催（14：00～15：00）
- ・ちくちくクラブ  
2～3か月に1回開催（14：00～15：30）
- ・お花クラブ  
毎月1回開催（14：00～15：30）
- ・映画鑑賞会  
主に冬季開催10月～3月（14：00～15：30）

(2) 余暇活動

- ・アコーディオン歌の会  
毎月第2火曜日（10：30～11：30）  
<ボランティア 山崎 鉱一様>
- ・歌謡ショー

- 毎月1回(14:00~15:00)  
 ＜ボランティア いとう 和也様・川村 雪子様＞
- 喫茶まゆみ  
 每月1回(14:00~15:00)  
 ＜ボランティア 菅 真由美様＞
  - 唱歌・抒情歌コンサート  
 3ヶ月に1回(14:00~15:00)  
 ＜ボランティア 高橋俊夫様＞
  - 越後楽笑会  
 年2回(14:00~15:00)  
 ＜ボランティア 越後楽笑会 代表 木原順子様＞
  - ハーモニカ演奏  
 月1回(14:00~15:00)  
 ＜ボランティア 藤木芳久様 きららの会様＞

### (3) 地域の方が参加していただく活動

- 体操ひろば  
 每月第2・第4木曜日(10:30~11:30)  
 ＜横田地区にお住まいの方対象＞
- ひまわり会への出張体操  
 月1回 地域の自治会館(11:30~12:00)

## 10. 健康管理・診療体制

### 【はな広場・しまかみ診療体制】(嘱託医及び協力病院について)

#### 【嘱託医・内科】

診察日	時間	医師名	住 所
火曜日	13:00~16:00	小原 宏一	燕市地蔵堂2丁目6番6号

#### 【嘱託医・歯科】

いとう歯科医院	燕市横田519-3
---------	-----------

#### 【協力病院】

病院名	電話番号
新潟県立 吉田病院	0256-92-5111

#### 【はな広場・よこたの家協力医院】

おばらクリニック	燕市地蔵堂2丁目6番6号	いとう歯科医院	燕市横田519-3
----------	--------------	---------	-----------

#### 【看護】

##### i. 重点目標

- ① 健康状態を観察・把握し、体調悪化の早期発見と対応に努めます。
- ② ご本人・ご家族に状態の説明を丁寧に行い、嘱託医と連絡を密にしながら、ご本人とご家族の選択を最大限に尊重します。
- ③ その方の最期をどう迎えるか、ご本人の意志を確認し、それを尊重していきます。
- ④ 感染症の予防に努めていきます。

##### ii. 具体的取り組み

- ① 多職種で連携を図りながら情報を共有し、嘱託医と連絡を密にとりながら、病状の早期発見・早期対応に努めます。
- ② 緊急時の対応や感染症対策など、医療的な職員研修を開催し、全職員が適切に対応できるように努めます。
- ③ 体調悪化の連絡のみならず、回復・改善の報告も行います。
- ④ “最期をどう生きるか”についてご本人とご家族で話をする機会をもっていただき、その意思を尊重した関わりをさせていただきます。

##### iii. 平成28年度の取り組み評価

- ① 看護職員間で情報を細目に共有することにより、入居者への速やかな対応をすることができました。
- ② 緊急時の対応研修を各部署のユニット会議で随時開催することで、職員への理解が深まり、実際の急変時に適切な対応ができました。
- ③ 回診では入居者の状態を細かく伝え、必要に応じて嘱託医よりご家族へ状態説明をしていただきながら、ご本人・ご家族がどういう治療を望むのか細目に

話合いました。

- ④ 日々の生活の会話の中や、カンファレンスの場でご本人の意思確認を行い、尊重することができました。
- ⑤ 感染症の予防対策を職員に周知し、徹底することで感染症を未然に防ぐことができました。

### 【看取りの体制について】

#### (1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ① ご本人またはご家族に対し意志確認を行います。
- ② 看取りの支援においては、医師による診断（医学的に回復の見込みがないと判断したとき）がなされたときが、看取りの支援の開始となります。
- ③ 看取りの支援にあたり、ご本人・ご家族に対し、医師または協力病院から十分な説明を行い、ご本人・ご家族の同意を得ます。（インフォームドコンセント）
- ④ 看取りの支援においてはその支援に関わる管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、栄養士、介護職員等従事するものが共同し、看取りの支援に関する計画書を作成し、定期的にご本人・ご家族への説明を行い、同意を得て適切に行います。尚、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更します。

#### (2) 医師・看護職員体制

- ① 看取りの支援にあたり、医師との情報共有による看取りの支援の協力体制を築いています。
- ② 看護職員は医師の指示を受け、看護責任者のもとでご利用者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、ご利用者の状況を受け止めるようになります。また、日々の状況等について隨時、ご家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応します。
- ③ 医師による看取り支援の開始指示を受けて、カンファレンスに基づき多職種による看取り支援の計画書を作成し実施します。

#### (3) 看取り支援の施設環境

- ① 尊厳ある安らかな最期を迎えるために、個室（ご自分のお部屋）の環境を整えさせていただき、その人らしい人生を全うするための施設整備の確保を図ります。
- ② 施設での看取りに関して、ご家族の面会、付き添い等を多くしていただけるよう努めます。その為に、ご家族が安心してご本人と一緒に過ごせる環境を整備します。

#### (4) 看取りに関する職員教育

看取り支援の目的を明確にし、死生観教育と理解の確立を図ります。

##### 1) 看取り支援の理念と理解

- 2) 死生観教育 死へのアプローチ
- 3) 看取り期に起こりうる機能的・精神的变化への対応
- 4) 夜間・急変時への対応
- 5) 看取り支援実施にあたりチームケアの充実
- 6) ご家族への援助法
- 7) 看取りの支援についての検討会

### 【介護職員等による喀痰吸引等の実施について】

平成24年4月1日の「社会福祉及び介護福祉士法」の一部改定により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療と看護との連携により安全確保が図られていること等、一定の条件の下で喀痰吸引等の行為を実施できることとなりました。はな広場も登録喀痰吸引等事業者として、研修を修了した職員を増やし、多くの職員が喀痰吸引等の業務に携われるよう体制を整えていきます。

### 11. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する職員教育

はな広場で従事する職員に対し、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針を作成し、指針に基づいた衛生管理と衛生的な生活支援の励行を図り職員教育を行います。

- ① 感染症対策委員会を設置します。
- ② 定期的な教育・研修を行います。
- ③ 新採用職員に対する感染症対策研修を行います。

### 12. 食事提供

#### 【厨房】

##### i. 重点目標

- ① 生きていることの最大の楽しみである食事は、単なる栄養を満たす事だけに着目せず、おいしく、楽しく食べられることを大切にします。
- ② 日常生活の中で、食事作りを通しての関わりを大切にし、お一人ひとりの状態や、要望に応えます。

##### ii. 具体的取り組み

- ① 各ユニット内で食事作りを行うことにより、入居者と一緒にその場の雰囲気を共有し、楽しい時間を過ごしていただきます。
- ② 可能な限り、お一人おひとりの好みに応じた物、状態に合わせた物をその場で提供します。
- ③ 季節に合った食材を使用し、季節に合ったメニュー や、習慣に合った食べ物を

提供します。

- ④ 郷土料理も献立に加え、入居前の食生活と変わらないような食事を召し上がっていただきます。
- ⑤ 入居者とのお話の中で、その方の好みや習慣を聞き出します。
- ⑥ 各ユニットとお楽しみ献立を考え、各ユニット独自の特徴のある献立を考えていきます。

### iii. 平成28年度取組み・評価

- ① 野菜切りや料理の味見、盛り付けなど生活の一コマでもある食事の準備をご利用者と職員が一緒に行うことにより、楽しい食事の時間を共有することができました。また、月に2回、ご利用者が食べたい食事を提供するお楽しみメニューの日を設けました。好きな食べ物や食習慣、昔ながらの調理方法や郷土料理などご利用者の食にまつわるお話を聞くことが出来ました。
- ② 旬の食材を使ったメニューや、季節感のあるメニューを献立に組み込むことで、四季を感じていただけるよう努めました。さくらもち作りや彼岸のおはぎ作り、たくあん漬けなどご利用者と一緒に行いました。季節ならではの食事作りと一緒にすることで、季節の移り変わりを感じていただきました。また、1年の中でも大きな行事である敬老会やクリスマス忘年会、元日の献立は、ご利用者から意見を聞き、要望に沿ったメニューをオードブルやお重に詰め、いつもと違った雰囲気の中で食事を楽しんでいただきました。
- ③ 体調が悪い時や食欲がない時、お好きな物や食べたい物を出来る限り用意し、提供するように努めました。ご利用者おひとりお一人の食べやすい形態での食事を用意するため、ご利用者みなさま同じ見た目の食事を提供するために、様々な種類の味があるソフト食を用意しました。また、他職員と検討しながら、ご利用者の状態に合わせた栄養補助食品を用意し提供することができました。

### 【行事食の年間計画】

月	献立名
4月	お花見献立
5月	端午の節句献立・母の日献立・横田祭り献立
6月	父の日献立
7月	七夕献立

8月	納涼献立
9月	開設記念日献立・敬老の日献立
10月	実りの秋献立
11月	菊花献立
12月	クリスマス忘年会・年越し献立
1月	おせち献立
2月	節分献立・天神講献立
3月	雛祭り献立・お彼岸献立

※ また各ユニットの希望メニューを聞き、お楽しみ献立の提供を行います。  
※



＜おやつで作った桜餅＞



＜クリスマス忘年会のオードブル＞



＜元日の献立＞



＜お楽しみメニューで人気のラーメン＞

### 13. 地域支援活動について

高齢者総合生活支援施設な広場は地域密着型の施設として、開設前から地域の皆さん、ご近所の皆さんと日頃からのお付き合いを大切にしてきました。法人の理念“施設は地域の共有財産”であることを、具体的な実践を持って地域との交流や地域の人にとって有益な支援を行います。

#### i. 重点目標

- ① 地域密着型の施設として、地域の方が気軽に来れる環境をつくります。
- ② 施設の機能を活用し、地域住民の交流の場を提供します。
- ③ 地域住民に対して、施設の専門性を活かした活動を行います。
- ④ 運営推進会議にて島上地区のニーズについて協議し、はな広場ができる地域貢献を検討していきます。

#### ii. 具体的取り組み

- ① 横田地区の自治会に加入します。光郷屋地区の班に属し、地域の活動に参加します。
- ② 回覧板にて広報紙「はな便り」を毎月発行します。施設で行う行事やイベントの案内をし、気軽に参加し、楽しんで頂きます。
- ③ 地域住民の方の介護予防を目的とした『体操ひろば』を月2回開催します。
- ④ 横田地区地域の茶の間「ひまわり会」と交流します。
- ⑤ 島上小学校5年生の総合学習を受け入れ、認知症サポーター養成講座を開催します。職員を派遣し、介護体験教室を開催します。
- ⑥ 光郷屋地区の子供達の夏休みのラジオ体操の場として庭を提供します。
- ⑦ “ひろば祭り”的開催は地域の子供会からボランティアとして参加して頂きます。
- ⑧ 常設のカフェを開催し、地域の交流の場とともに、専門職が様々な相談に応じます。
- ⑨ 地域の福祉避難所として、災害時には横田自治会と連携しながら地域の方の支援も行っています。
- ⑩ よこたの家の送迎時や訪問時など、地域の方のさりげない見守りやサポートを行っていきます。
- ⑪ 島上地区の地域のサロンに参加していられる方が、継続して参加していくように送迎支援を行っていきます。

#### iii. 平成28年度取組み・評価

- ① 横田地区の自治会に加入し、側溝掃除など光郷屋地区の班活動に参加させていただきました。
- ② はな便りを毎月発行させていただき、回覧板にて施設のイベントや行事のご案内をさせていただきました。その案内をご覧になり、はな広場に来てください

る地域の人が増えてきました。

- ③ 体操ひろばを毎月2回開催させていただきました。毎回10名程の地域の方が参加されました。
- ④ 横田地区の地域の茶の間「ひまわり会」にはな広場の機能訓練指導員が参加し、体操を行ったり、はな広場のイベントの紹介などを行いました。
- ⑤ 島上小学校5年生の総合学習の受け入れを行い、同時に認知症サポーター講座を行いました。また、職員を授業に派遣し、介護体験教室を開催しました。
- ⑥ 光郷屋地区の子供たちの夏休みのラジオ体操の場として、はな広場の庭を使っていただきました。はな広場入居者や職員も一緒にラジオ体操を行いました。
- ⑦ ひろば祭りには地域の子供会からボランティアとして参加していただきました。
- ⑧ 横田地区の自主防災組織の一員として会議にも参加し、横田地区の防災について連携を深めました。
- ⑨ 横田地区の住民と一緒に災害時（地震・火災・水害）を想定した避難訓練を行いました。

### 14. 非常災害対策

#### (1) 考え方

災害発生時、職員が冷静沈着に行動できるように心構えを持ち、日々の訓練を行い、ご利用者が安心して生活できるように職員が一丸となって努力します。

#### (2) 災害時行動マニュアル

各災害に関して管理者が不在の際には当日勤務職員が状況判断し、避難等を行うこととする。またその判断に関しては管理者がすべて責任を負うものとする。避難誘導が必要と見込まれる際には出来る限り日中避難することを周知する。

- ① 火災が発生した場合、初期消火と同時にご利用者の安全確保を図り、非常口より迅速に避難して頂く。各消防機関及び緊急連絡網を使用して、速やかに応援要請をかける。
- ② 地震災害時、燕市・弥彦村・旧西蒲原地区及び近隣区域が震度5以上の場合は、各々の判断で施設へ集合することを義務づけます。
- ③ 落雷災害時、近隣職員が園内状況を確認して、連絡が取れる職員から順次連絡を入れて施設へ来るようになります。
- ④ 自然災害時（風水害等）は、避難準備情報の発令により施設マニュアルに沿って行動を開始する。施設に来れる職員は、自発的に施設へ来るようにします。
- ⑤ 雪災害時、積雪が一晩に1mになったら宿直員から職員へ連絡を入れ、施設内の非常口の確保及び、緊急時の車両等、通路確保を行なうため職員は施設へ来て作業をします。

#### (3) 消防計画及び避難訓練

- ① 職員の防災基礎知識・防災器具等の取り扱いについて、防災教育を行い、常

に防災意識を高め、日々努力し、ご利用者が安全に生活できるように努めます。

- ② その為として、職員による緊急連絡網・非常口の安全な避難方法の習得・火災発生時の総合避難訓練等を実施して、施設内の防災に努めます。
- ③ 避難訓練時には、地域の方々から参加して頂き、主に見守り等をご協力いただけますように努めます。
- ④ 地域的に想定される、自然災害（地震、風害、水害）に対する行動マニュアルを制備し、各災害に応じて避難訓練を実践し、防災意識と行動を身に付けて行きます。

#### （4）緊急連絡体制

- ① 発見者から連絡網で受けた職員は、内容を正確に把握した後、迅速に次の職員へ連絡して行動します。また、自動通報の緊急連絡網に地域住民の方々にも加入して頂き、協力体制を整え行動します。
- ② 緊急メール配信体制をとり、職員が迅速に対応できる体制をとっています。

#### （5）災報知機及びスプリンクラー設備

- ① 毎月自主点検を行い設備の機能保持に努め、万全を図っていきます。
- ② 日常的に施設内の設備、非常口・通路等の自主点検を行い、ご利用者の避難確保に努め、万全を図っていきます。

#### （6）非常災害時の備蓄について

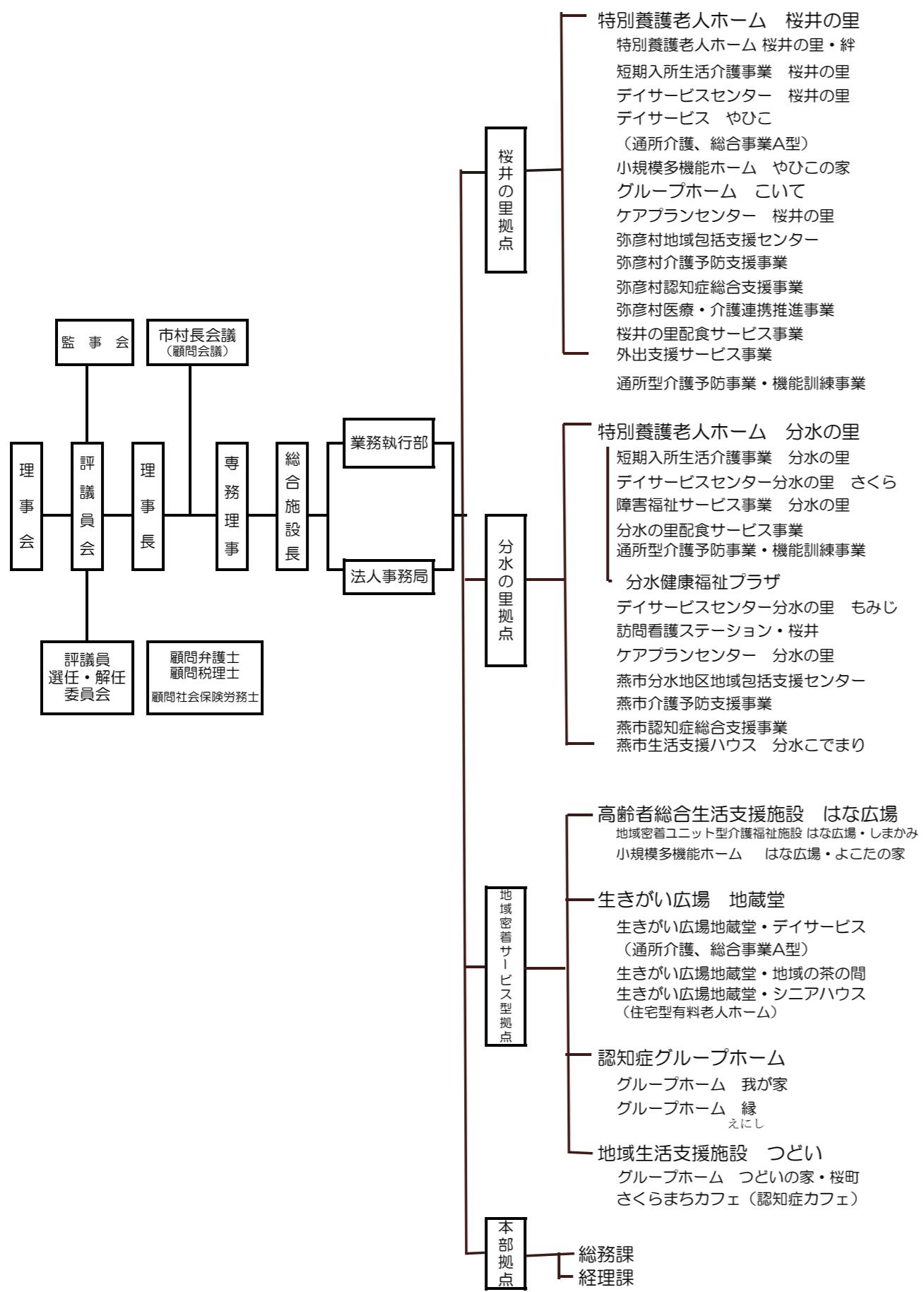
- ① 非常食については、3日分を隨時備蓄していきます。
- ② ガソリンは半分になったら給油を義務付け、日頃から備えます。
- ③ 非常発電の軽油については、常に満タンとします。
- ④ 緊急時の備品の保管は各ユニット共通とし、いつでも、誰でも対応します。

#### （7）平成29年度はな広場防災訓練計画

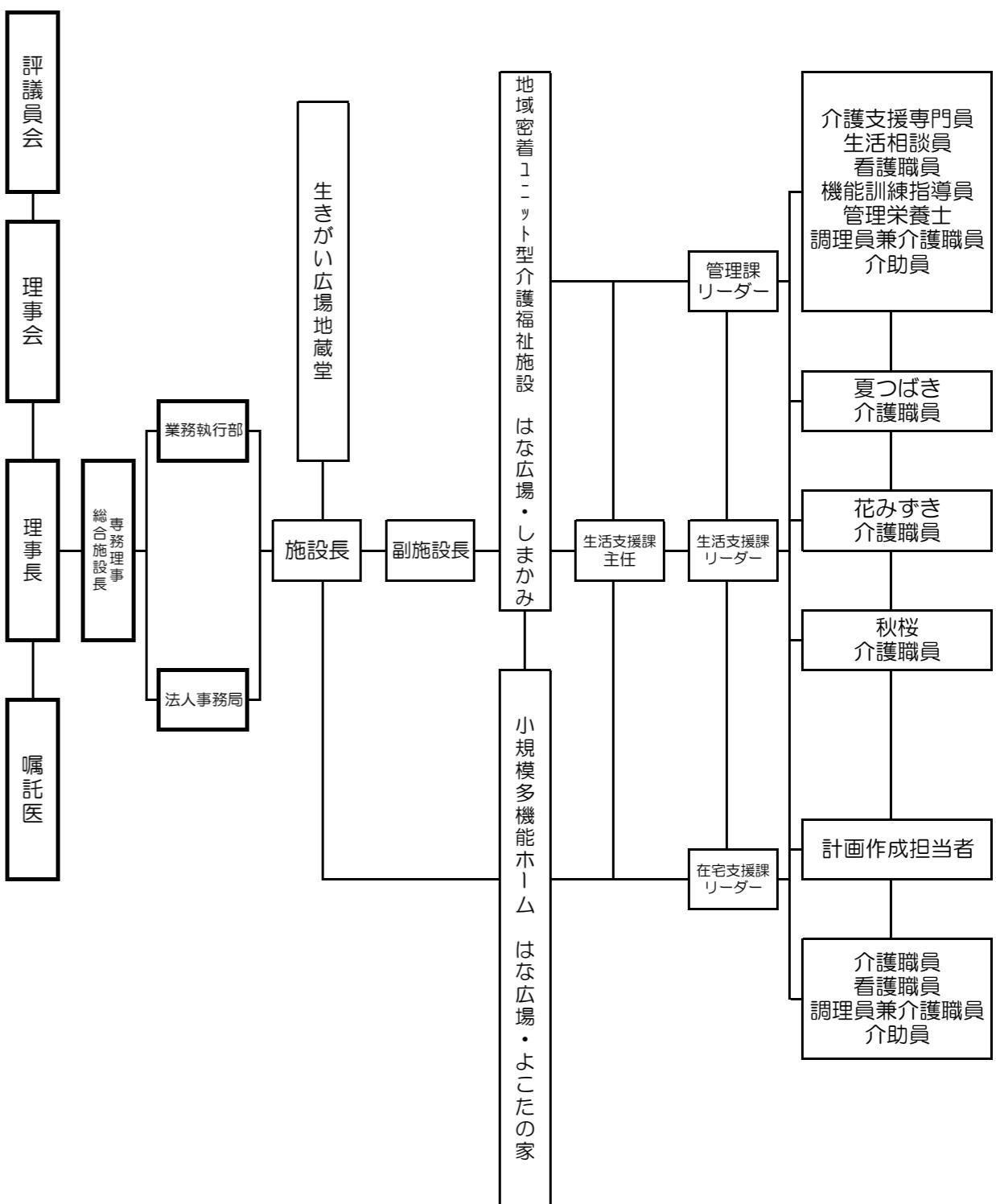
実施月	想定災害	ねらい	内 容	対象者
4月		防災教育	災害時連絡表の見直し・作成 新採用職員の防災設備研修	新採用職員
5月	緊急救命	救急救命について研修	救急法の習得訓練 AED使用訓練	職 員
6月	緊急連絡	非常連絡体制の確立	緊急連絡網による模擬訓練	全職員
7月	夜間想定 秋桜から出火	総合避難訓練 消火訓練	夜間火災発生時にとるべき標準動作の習得夜間	利用者 職員
	横田地区大規模災害	横田地区自主防災組織との連携	横田地区自主防災組織会の会議に参加し横田地区に大規模災害が発生した時の連携確認	地域住民 職員
8月	入居者 行方不明	行方不明者の捜索	行動・伝達・保護訓練 メール配信	職員
9月	夜間想定 よこたの家から出火	総合避難訓練	火災発生時にとるべき標準動作の習得	利用者 職員
10月	夜間想定 夏つばきから出火	総合避難訓練 消化訓練 (消防署立会)	夜間火災発生時にとるべき標準動作の習得 消防署による検証 消化器の使い方	利用者 職員 地域住民
11月	水害想定	総合避難訓練	避難準備情報発令時にとるべき標準動作の習得 持ち出し品、備蓄品の運搬確保 被災者支援の手順確認	利用者 職員 地域住民
12月	災害想定	災害時について研修	災害時の手順、マニュアル、簡易タンク使用方法確認	職員
1月	入居者 行方不明	行方不明者の捜索	行動・伝達・保護訓練 メール配信	職員
2月	地震想定	総合避難訓練	警報発令時にとるべき標準動作の習得と持ち出し品、備蓄品の運搬確保手順	職員
3月	夜間想定 花みずきから出火	火災時通報訓練	発見から通報の初動動作口頭訓練、シミュレーション	職員

### III. 社会福祉法人 桜井の里福祉会 組織図・法人本部体制

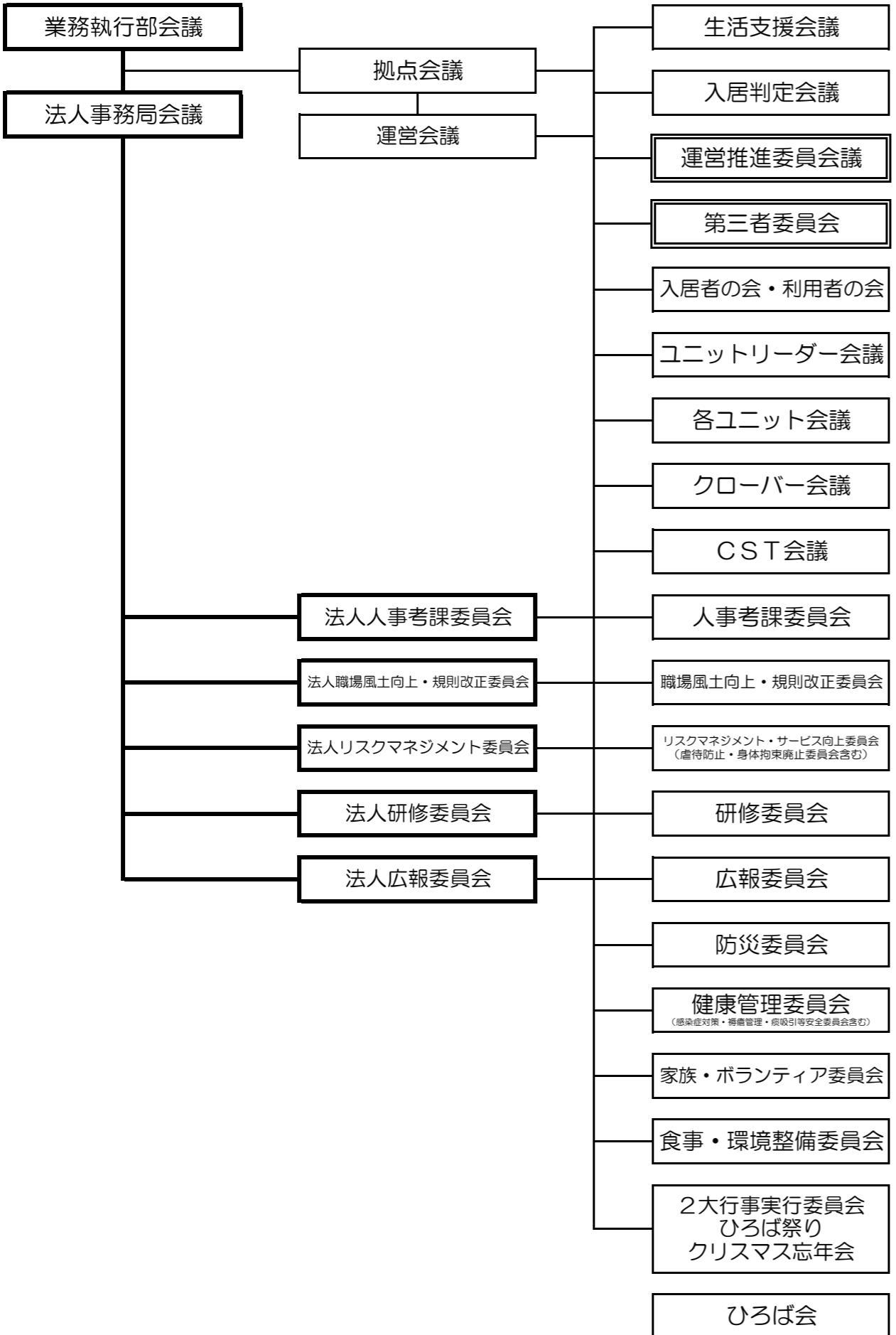
#### 1. 法人全体組織図



(1) 高齢者総合生活支援施設はな広場 組織図



## (2) はな広場 諸会議及び委員会運営



## (3) はな広場運営組織内容

### 1) 運営会議

- ・毎月1回（第4木曜日）に開催し、施設の運営・利用者状況報告・ケア全般の協議・事業実績・収入報告及び検証等を協議します。はな広場・生きがい広場地蔵堂・つどい・GH我が家・GH縁と共に開催します。
- 《出席者：施設長・副施設長・管理者・主任・リーダー》

### 2) 拠点会議

- ・毎月1回（第1水曜日）に開催し、事務局会議での決定事項を確認し、各事業所への伝達事項の確認を行います。
- 《出席者：施設長・各事業所代表者》

### 3) 生活支援会議

- ・毎月1回（第2月曜日）に開催し、入居者・利用者の生活支援に対するテーマに沿ったグループワークにより専門職としてのスキルアップを図ります。
- 《出席者：全職員対象》

### 4) ユニットリーダー会議

- ・年に3回開催し、各ユニットの課題や日々の暮らし方について改善点がないか確認し、各ユニットの暮らしの質を向上させる為の話し合いを行います。
- 《出席者：施設長・主任・リーダー・ユニットリーダー》
- ・開催予定月（5月・9月・1月）

### 5) 入居判定会議

- ・毎月1回（第3金曜日）に開催し、はな広場の入居・退居について協議し、入居規準に基づき判定します。
- 《出席者：施設長・副施設長・管理者・看護職員・生活相談員・介護支援専門員・管理栄養士・介護福祉士・第三者委員》

### 6) 入居者の会・利用者の会

- ・毎月1回、各ユニット会議・よこたの家会議の前に入居者やご利用者が主体となって開催し、入居者やご利用者が望む暮らし方を実現する為に協議していただく。
- 《出席者：各ユニット入居者・よこたの家利用者・各ユニット所属職員》

### 7) 各ユニット・よこたの家会議

- ・毎月1回、入居者・利用者の会の後に部署ごとに開催し、入居者・利用者からのご意見ご要望に関すること、課題・業務改善等を協議します。

《出席者：各ユニット所属職員》

8) 運営推進会議

- ・地域密着型サービスにおいて義務づけられている委員会を設置し、提供しているサービスを明らかにし、地域に根差したサービスを行うため、2ヶ月毎に開催します。

《出席者：施設長・副施設長・管理者・利用者代表・ご家族代表・地域代表・

地域包括支援センター職員・燕市担当者等》

- ・開催予定月（3月・5月・7月・9月・11月・1月）※第4火曜日に行います。

9) クローバー会議

- ・毎月1回開催し、日々の食事提供のあり方についての確認と、ご利用者の充実した食生活をサポートする為の協議を行います。

《出席者：主任・リーダー・管理栄養士・調理職員・介護職員》

- ・開催予定月（偶数月の第2水曜日と奇数月の第2木曜日）

10) CST会議

- ・毎月1回開催し、入居者個々の排泄についての検討を行い、入居者の生活がより充実したものとなるよう協議を行います。

《出席者：主任・各ユニット排泄担当者・アドバイザー》

11) 第三者委員会

- ・年に2回開催し、ご意見・苦情の内容の報告と確認を行います。

《出席者：第三者委員・施設長・副施設長・管理者・各事業所苦情解決責任者等》

- ・開催予定月（4月・11月）7月と1月は書面にて第三者委員へ報告。

12) 専門委員会

① 健康管理委員会（感染症対策・褥瘡管理・痰吸引安全委員会含む）

〈はな広場・生きがい広場地蔵堂・つどい・GH我が家・GH縁合同開催〉

- ・ご利用者・職員の健康管理・感染症予防対策・褥瘡予防対策・痰吸引等に関する事柄について活動します。職員の定期健康診断の計画・実施を行います。
- ・毎月第4金曜日に委員会を行います。

② 防災委員会

〈はな広場・生きがい広場地蔵堂・つどい・GH我が家・GH縁合同開催〉

- ・防災訓練の企画・実施及び関係機関との連絡調整。日常の防災・安全体制の確立・非常時への対応等を行います。
- ・毎月第2木曜日に委員会を行います。

③ 家族会・ボランティア委員会

〈はな広場・生きがい広場地蔵堂合同開催〉

- ・家族会の事務局活動・運営を行います。
- ・ボランティアの受け入れ・検討・調整・連絡・意見交換の実施を行います。
- ・毎月第3木曜日に委員会を行います。

④ 食事・環境整備委員会

〈はな広場・生きがい広場地蔵堂・つどい・GH我が家・GH縁合同開催〉

- ・職場環境及び、業務方法の改善について検討、対応を行います。
- ・職員の安全意識の啓発及び安全教育に関する事を行います。
- ・ご利用者に喜んで頂く食事の提供のために、利用者も含めた嗜好調査を実施し、問題点の検討や調整・計画を行います。
- ・喫茶店の運営（計画・準備・実施等）を行います。
- ・毎月第3水曜日に委員会を行います。

⑤ 二大行事実行委員会

- ・8月に地域の方と一緒に楽しめる「ひろば祭り」の企画を行います。
- ・12月にご家族と一緒に楽しめる、クリスマス忘年会を企画します。
- ・委員会は開催まで隨時行います。

⑥ ひろば会

〈はな広場・生きがい広場地蔵堂・つどい・GH我が家・GH縁合同開催〉

- ・職員の親睦・互助を目的とし、親睦行事・研修会を企画し、会費による運営を行います。
- ・毎月第3金曜日に委員会を行います。

法人対応

桜井の里福祉会として、桜井の里・分水の里・はな広場・生きがい広場・つどいに下記の委員会を設置し、法人挙げて諸問題に取り組みます。

⑦ リスクマネジメント・サービス向上委員会（虐待防止・身体拘束廃止検討委員会含む）

- ・事故報告のまとめ・検証・改善・ヒヤリハット報告の検証を行いながら、事故防止に努めます。
- ・ご利用者が望むサービスを提供するために、サービス評価（内部・外部）等を取り入れ、苦情・意見内容をまとめ、施設の現状や課題を明らかにします。
- ・虐待防止・身体拘束廃止（グレーゾーンの関わり含む）についての検討・対策を講じて行きます。
- ・毎月第2金曜日に委員会を行います。（法人合同会議は隨時）

## IV 年間業務計画

◎ 研修委員会

- 施設内研修の企画及び運営、外部研修の伝達講習、研究発表等への積極的な参加を図ります。また桜井の里・分水の里と連携し、法人研修の運営を行います。
- 毎月第1木曜日に委員会を行います。(法人合同会議は随時)

◎ 広報委員会

- 桜井の里福祉社会広報誌・ホームページの企画・編集・発行を行います。施設の情報公開による地域交流の促進を図ります。施設内の写真の管理を行います。
- 毎月第4水曜日に委員会を行います。(法人合同会議は随時)

◎ 人事考課委員会

- 桜井の里福祉社会人事考課が円滑に行えるように、協議します。
- 人事考課者の研修の企画・実施を行います。

◎ 職場風土向上・規則改正委員会

- 21世紀職業財団より、職場風土改革促進事業への取り組みを導入し、職員が働きやすい環境作りを行うために、法人と職員が共に協議し行います。
- 必要な規則の改正について提起し検討します。

◎ 委員会予定表

第2金曜日	リスクマネジメント サービス向上委員会 (虐待防止・身体拘束廃止委員会含む)	第1木曜日	研修委員会
第4金曜日	健康管理委員会 (感染症対策・褥瘡管理・痰吸引等安 全委員会含む)	第2木曜日	防災委員会
第4水曜日	広報委員会	第3木曜日	家族会・ボランティア委員会
第3水曜日	食事・環境整備委員会	第3金曜日	ひろば会

月	健康管理	設備・安全管理	事務・庶務管理	ボランティア関係
4月	入居者健康診断 (胸部レントゲン撮影・ EKG・心電図等)	グリストラップ清掃 (業者委託)	職員辞令交付 新年度準備 決算準備	山崎 鉱一様 アコーディオン歌の会 毎月第2火曜日
5月	夜勤・宿直従事者 健康診断	床定期清掃	外部会計監査 法人監事会	菅 真由美様 喫茶 まゆみ 毎月1回
6月	食中毒予防啓発	車椅子点検 (業者委託) ベッド点検 浴槽点検	賞与支給	高橋 俊夫様 唱歌・抒情歌コンサー ト 3ヶ月に1回
7月			外部会計監査	いとう 和也様 川村 雪子様 歌謡ショー 毎月1回
8月			法人監事会	
9月		消防設備点検	外部会計監査	
10月	入居者健康診断 (採血・採尿) 歯科検診		法人監事会	藤木 芳久様 ハーモニカ演奏 毎月1回
11月	インフルエンザ ワクチン接種 感染症予防啓発 歯科検診	スタッフレスイヤ交換 床定期清掃 グリストラップ清掃 (業者委託)	外部会計監査	
12月	職員健康診断	消雪パイプ点検 車椅子点検 ベッド点検 浴槽点検	賞与支給 年末調整 法人監事会	
1月			外部会計監査	
2月		消防設備点検	法人監事会	
3月			外部会計監査 新年度予算編成 年度末事務処理	
毎月	体重測定	浄化槽点検 エレベーター保守点検 安全・防災点検 公用車点検	介護保険請求事務 利用料請求 給与支給 月次発注	

## V お楽しみ計画

(1) はな広場・しまかみ行事予定表

月	季節の行事	暮らしの予定
4月	お花見会	畠の準備
5月	横田祭り 牡丹園見学・いちご狩り	よもぎの収穫・草餅作り
6月	藤・薔薇見学	笹取り・梅干し漬け
7月	分水祭り	夏野菜の収穫
8月	ひろば祭り お盆・そうめん流し会	お墓参り
9月	敬老お祝い会	
10月	さんま焼き会・小旅行	
11月	菊祭り・紅葉見学	干し柿作り
12月	クリスマス忘年会	たくあん作り・お正月準備
1月	お正月 新年会	繭玉飾り
2月	節 分 天神講	
3月	ひな祭り会	
毎月	お誕生祝い会	あすなろ会・なかよし会 ひまわり会 はな便りの発行

(2) はな広場・よこたの家行事予定表

月	季節の行事	暮らしの予定
4月	お花見会	お花見会
5月	横田祭り 牡丹園見学・いちご狩り	地域観光巡り
6月	藤・薔薇見学	地域観光巡り
7月	分水祭り	バーベキュー会
8月	ひろば祭り お盆・そうめん流し会	そうめん流し
9月	敬老お祝い会	敬老会
10月	さんま焼き会・小旅行	文化作品展
11月	菊祭り・紅葉見学	菊まつり
12月	クリスマス 忘年会	クリスマス・忘年会
1月	お正月 新年会	初 踏
2月	節 分 天神講	節分豆まき
3月	ひな祭り会	ひな祭り
毎月	お誕生祝い会	優友会 はな便りの発行

## VI リスクマネジメントについて

### (1) 意見及び苦情解決システムについて

- はな広場のサービス利用時やご来訪時にお気づきの点やご要望、ご不満など施設への貴重なご意見は隨時お受けしています。  
その方法として、ご意見や苦情を下記のいずれかの方法でお申し立ていただけます。
  - 施設内にあるご意見箱、アンケート用紙の使用
  - サービス利用時に職員に伝えます
  - 苦情担当者に伝えます
  - 第三者委員に伝えます
  - 役場、新潟県国民健康保険連合会介護サービス相談室
  - 新潟県サービス運営適正委員会に申し立てる事ができます
- ご意見や苦情をいただきましたら、受付者はご意見・苦情受付簿に記入します。報告がなされた後、施設からの説明や改善への話し合いが必要になった場合には誠意を持って対応させていただきます。また、苦情の解決にあたって第三者委員の立会いをもとめることができます。
- 社会福祉法人桜井の里福祉会、福祉サービスに関する意見及び苦情解決要領を定め、各法人内の事業所において、利用者等から寄せられる意見及び苦情等を適切に解決することで利用者の権利を擁するとともに、提供するサービスの品質を向上させていきます。

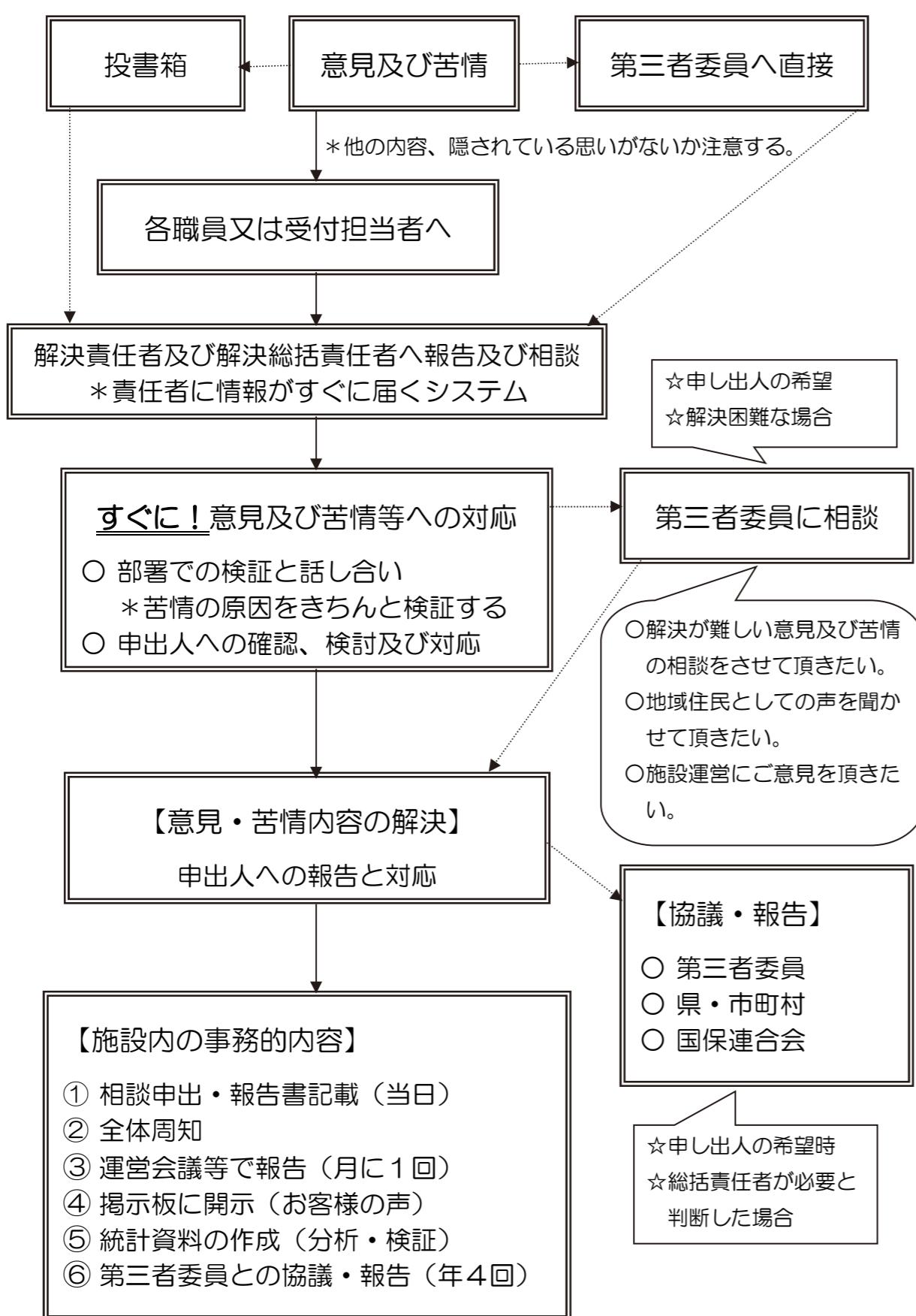
### (2) 苦情解決担当者とその連絡先

苦情受付担当者	電話番号	職名	氏名
はな広場 苦情解決総括責任者	0256-47-1222	施設長	川村小津江
はな広場・しまかみ 苦情解決責任者	//	生活相談員	佐藤 博文
(秋桜ユニット) 苦情受付担当者	//	介護職員	三富めぐみ
(夏つばきユニット) 苦情受付担当者	//	介護職員	並木三千代
(花みずきユニット) 苦情受付担当者	//	介護職員	樋渡真由美
はな広場・よこたの家 苦情解決責任者	//	計画作成担当者兼 介護職員	太田由紀美
苦情受付担当者	//	生活相談員兼 介護職員	関 達也

### ○ 施設内で発生した事故について

施設内で事故が発生した場合、まず、ご利用者のケガの状況をきちんと把握し手当、受診の必要性などの判断を迅速に対応いたします。  
同時にご家族へのご連絡も併せて行います。また、施設側に事故の原因があり、受診や入院などが必要になった場合は施設加入保険会社と相談治療費やお見舞い金をご相談させて頂きます。  
また、事故の原因や今後の対応についても施設内で話し合いを持ち、同じ事故を繰り返さないような改善策を立てていきます。

### (3) 意見及び苦情解決の流れ

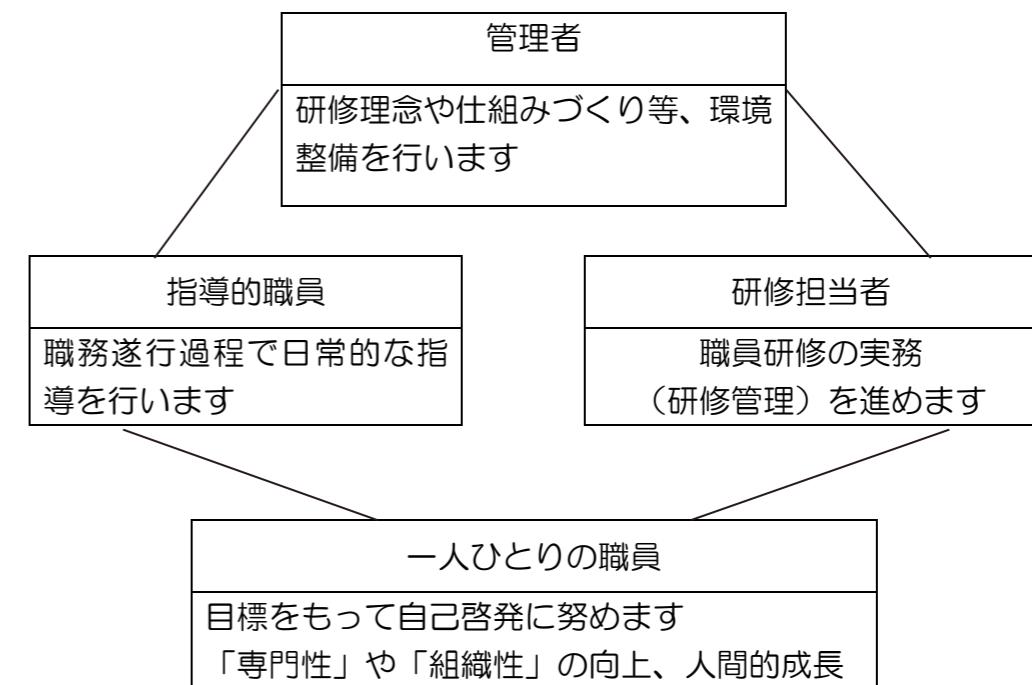


## VI 桜井の里福祉会 研修システム

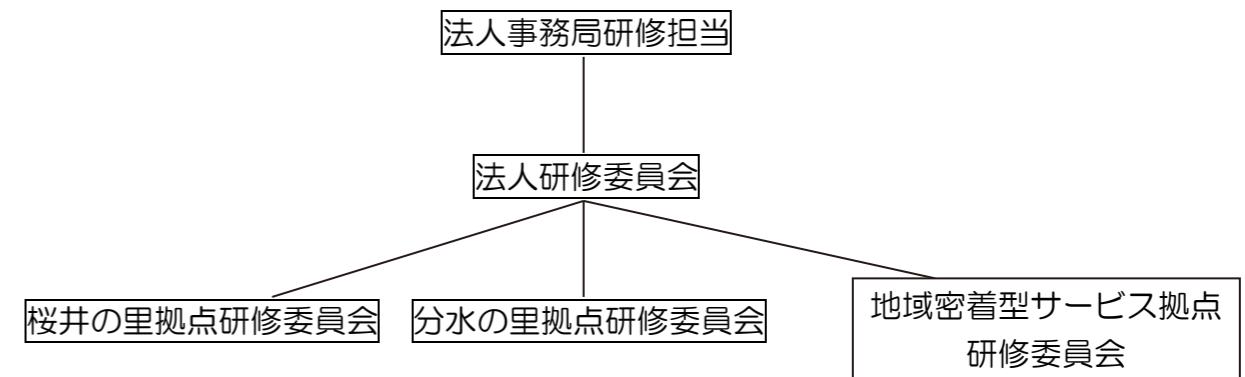
### (1) 『定義・目的』

- ① 桜井の里福祉会全体の研修と各施設での研修を通じて、職員一人ひとりのケアの質、サービスの質の向上、組織の一員としての意識向上を図ります。
- ② ケアサービスの実践の場である職務を通じて、一人ひとりが、自律的に自己能力の開発を積極的に図っていけるよう、指導・育成を行います。
- ③ 全職員の豊かで充実した職業生活と個々の人間性を深める支援、援助活動であり、職員の資質の向上及び自己啓発の機会とします。

### (2) 『職場研修』を担うそれぞれの基本的役割



### (3) 『体系図』



#### (4) 『研修計画』

研修区分		対象者	研修内容	期間
新規採用職員研修	自主実習	新規採用	配属予定部署での体験研修	3日間
	集合研修	～ 1年未満	法人理念や基本的考え方の理解、介護サービスに関する基本を理解、業務遂行の為の基本的知識・技術の習得を行う。 担当指導職員から日々の仕事を通じて学ぶ。 研修ノートを毎日記入して提出する。常務理事、施設長、部署長と面接し自らの振返りと今後の目標を設定する。	5日間
	日々の振り返り			3ヶ月間
	フィードバック研修 (面接)	1ヶ月～5ヶ月 修了時点		1日
	フォローアップ研修	採用後 6ヶ月を経過した者	6ヶ月間の振り返りを通じて、課題とこれからとの目標を明確にする。	
階層別①研修	利用者体験研修	1年以上5年未満の職員	利用者の置かれている生活を体験し、ケアの質の改善、自らの資質の向上を図る。	1日 (採用後5年以内に行う)
	集合研修	採用2年目	講義 「認知症ケアを学ぶ」 【目的】 認知症の症状が本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害の理解を深めることや高齢者への周囲の不適切な対応・環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解する。	1日
階層別②研修	集合研修	採用3年目	講義 「生活の捉え方」 【目的】 認知症という障害を再度確認し、その生涯を抱える中で自立した生活を送る意味と、それを支援することの重要性を学び、日々のご利用者との関わりで実践できる。	1日
階層別③研修	集合研修	採用5年目	講義 「意思決定と権利擁護について」 【目的】 認知症により、日常生活の中で制限されてしまう個人の自由や意思決定が、本来どのように保障されるべきか理解でき、研修で学んだことを日々のご利用者との関わりで実践し、部署内で提案ができる。	1日
階層別④研修	集合研修	採用10年目 ＊対象職員を9年目・10年目として隔年開催とする。	講義 「中核的職員としての役割」 【目的】 介護現場の中核的な職員として、部署やフロア等でケアの目標や目的を具体化していくために、中核的な職員が担う役割と、実践していくために必要な考え方の視点を習得することができる。	1日

研修区分		対象者	研修内容	期間
指導職員研修	集合研修	リーダー以上の役職のある者	講義 「リーダーシップ」 【目的】 人材育成の方法として、部署やフロアや職場等で実施される人材教育や研修を行うに際して、必要となる指導・助言等を行なう際の伝達・表現方法の基本を理解し、実際に展開する際の留意点を学ぶことできる。	1日 (法人事務局研修担当)
管理職研修	自己啓発講座の受講及び外部発表	施設長 副施設長 総括	管理者として組織革新の方向と自己革新の課題を明確にし、自らが外部機関などの講座を選択、自己能力の開発を図る。	自己申告による
選抜(派遣研修)	外部研修	管理者・所属長の選任による者	県内外の研修に出張して派遣。	随時 (業務命令)
施設内研修	集合研修 伝達研修 その他の研修	全職員	法人事務局・各事業所の研修委員会で企画する。	各施設の研修委員会で計画するもの
内部・外部発表	選抜及び自主発表	全職員 ＊主として5年目以上の職員とする	施設内発表会及び外部の大会に参加し発表する。	随時

◎研修管理表は各自が持参し、研修の参加と出席の状況を自らが管理します。

◎新規採用職員研修・階層別研修は必須研修であり段階的に受講していく。

具体的な研修内容及び担当職員は年度毎に決定します。

◎新規採用職員研修の詳細は新規採用職員の指導指針によります。

◎選抜研修は復命書を所属長に提出した後に、確認として押印します。

◎指導職員研修・階層別研修に欠席した場合は「各研修テーマ」及び「認知症の人との関わり」についてのレポート（800字程度）を提出します。

## (5) 職員研修の考え方及び計画

### 1) 考え方

- ・法人の研修システムにより研修計画を立案します。
- ・研修は自らが学ぶ場として積極的に自己研鑽に努めます。
- 施設内研修は義務付けられている研修と年度ごとに必要な研修を計画します。
- ・日頃の実践成果、取組みを発表する機会にチャレンジしていきます。

### 2) 研修計画

#### ①新規採用職員

- ・入職後3ヶ月は、研修ノートを毎日記載し、担当者に提出します。担当者はコメントをしてその成長を援助します。所属長も日々確認し、毎週1回施設長に提出します。
- ・1ヶ月後、3ヶ月後に所属長面接及び施設長面接を行います。

#### ②全職員

月	法 人 研 修		施 設 内 研 修	
	研 修 内 容	区分	研 修 内 容	区分
4月	新規採用職員研修 3月30日～4月1日、4月3日～4日	選抜	運営方針について（法令遵守）と 地域密着サービス拠点の事業概要について	全員 (合同)
	CST研修		はな広場 (新採用)	
5月			救急救命研修・緊急時の対応	全員 (合同)
6月	人事考課研修 (採用3年未満及び希望職員対象)	選抜 選択	食中毒予防と感染症研修①	全員 (合同)
7月	階層別研修（指導的職員対象） 階層別研修（採用5年目対象）		腰痛予防研修	全員 (部署)
8月	階層別研修（採用2年目対象）①	選抜	事故発生予防研修①	全員 (部署)
9月	人事考課者研修 階層別研修（採用2年目対象）②	選抜	身体拘束廃止・高齢者虐待防止研修	全員 (合同)
10月	新規採用職員フォローアップ研修		食中毒予防と感染症研修②	全員 (合同)
			利用者体験研修	対象 職員
11月	年度中途採用職員研修（2日間）	選抜	褥瘡予防研修	全員 (部署)
12月	階層別研修（採用3年目対象）①	選抜	災害時の対応研修	全員 (部署)
1月	階層別研修（採用3年目対象）②	選抜	看取り看護に関する研修	全員 (部署)
2月	人事考課研修（考課者） 階層別研修（採用9年目・10年目）	選抜	プライバシー保護研修	全員 (部署)
3月	新規採用職員自主実習（3日間） 新規採用職員研修		事故発生予防②と事例検討研修	全員 (部署)

全員 …全職員対象研修

選抜 …選抜による研修

選択 …新規採用職員または希望職員

部署 …各部署・フロアでの研修

\*法人全体で、それぞれの階層別・職制等で定期的な研修を行います。

## Ⅷ はな広場業務分掌表

職 名	業 務 内 容
施設長 (管理者)	<ol style="list-style-type: none"> <li>理事長からの施設長事務委任規則に関すること</li> <li>法人本部業務に関すること</li> <li>法人業務執行会議に関すること</li> <li>法人事務局会議に関すること</li> <li>理事会決定事項の執行に関すること</li> <li>施設運営・経営管理の総括に関すること</li> <li>入居者・利用者支援の総括に関すること</li> <li>定款・諸規則の制定並びに改廃に関すること</li> <li>職員の人事管理、及び服務に関すること</li> <li>公印の管理に関すること</li> <li>予算及び決算に関すること</li> <li>予算の執行及び契約に関すること</li> <li>財産管理に関すること</li> <li>職員研修及び表彰に関すること</li> <li>構成市町村との連絡調整に関すること</li> <li>勤務表管理及び職員の勤務調整に関すること</li> <li>入居者の預り金等に関すること</li> <li>施設内調整及び涉外事務に関すること</li> <li>防火管理に関すること</li> <li>運営ケア計画作成に関すること</li> <li>事業報告の総括に関すること</li> <li>運営推進会議に関すること</li> <li>よこたの家・外部評価に関すること</li> </ol>
主任 リーダー	<ol style="list-style-type: none"> <li>入居基準・入居判定の総括に関すること</li> <li>入居者・利用者のケア方針決定及び指導に関すること</li> <li>入居者・利用者の生活支援等の総括に関すること</li> <li>入居者・利用者のケア技術に関すること</li> <li>部署職員の指導・研修に関すること</li> <li>勤務表作成及び勤務調整に関すること</li> <li>勤務表及び出勤簿等集計・確認に関すること</li> <li>実習生の受け入れ・指導に関すること</li> <li>業務計画の樹立に関すること</li> <li>物品の請求及び保管管理に関すること</li> <li>施設設備・管理に関すること</li> <li>日誌・記録の整備に関すること</li> <li>運営会議の出席に関すること</li> <li>他部署との連絡調整に関すること</li> <li>以下各自専門職の項目と同じ</li> </ol>

管理課 リーダー	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事務全般の総括に関すること</li> <li>2. 業務計画の樹立に関すること</li> <li>3. 部署職員の指導・研修に関すること</li> <li>4. 勤務表の作成及び勤務調整に関すること</li> <li>5. 事務に係る関係部署との連絡調整に関すること</li> <li>6. 通帳管理に関すること</li> <li>7. 運営会議への参加（損益状況報告）に関すること</li> <li>8. 運営推進委員会議の費用弁償準備、参加に関すること</li> </ol> <p>以下事務職員の項目と同じ</p>	
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人事関係の補助事務に関すること</li> <li>2. 寄付金及び寄付物品受入に関すること</li> <li>3. 施設の諸手続き及び変更手続きに並びに報告事務に関すること</li> <li>4. 職員の退職手当及び福利厚生の補助事務に関すること</li> <li>5. 職員の休暇及び諸届の補助事務に関すること</li> <li>6. 職員給与（超勤、出張旅費、賃金等）の補助事務に関すること</li> <li>7. 職員の研修・出張の事務手続き等に関すること</li> <li>8. 職員の給食数・実施の請求に関すること</li> <li>9. 一般物品の取りまとめ、発注、管理に関すること</li> <li>10. 施設全体の契約全般に関すること</li> <li>11. 業務の改善、企画並びに調査に関すること</li> <li>12. 施設の庶務全般（管理日誌を含む）に関すること</li> <li>13. 文書の収受及び浄書発注に関すること</li> <li>14. 施設内外の一般管理に関すること</li> <li>15. 介護保険の請求事務（国保連・利用料口座振替）に関すること</li> <li>16. 利用者負担金の受付金銭授受及びその収入管理に関すること</li> <li>17. 金銭管理（小口金庫・ユニット費）に関すること</li> <li>18. 電話対応、取次業務に関すること</li> <li>19. 施設の窓口業務（来客者への対応、接待）に関すること</li> <li>20. ボランティア受付、会場設営、対応に関すること</li> <li>21. 玄関、ロビー等の環境整備、掃除</li> <li>22. 委員会活動に関すること（常勤職員）</li> <li>23. 利用者の補助的支援（外出付添・見守り）に関すること</li> <li>24. 日直業務に関する</li> <li>25. その他、一般事務業務全般に関すること</li> </ol>	<p>介護支援専門員 (入居)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居前アセスメント及び暫定プランの作成に関すること</li> <li>2. 入居者のケアプランの作成に関すること</li> <li>3. 入居者の介護保険認定調査に関すること</li> <li>4. サービス担当者会議の主宰及び運営に関すること</li> <li>5. 各種専門職との連携・調整に関すること</li> <li>6. ケアプランの継続的な管理（モニタリング）と再評価に関すること</li> <li>7. 介護認定期間管理に関すること</li> <li>8. 入居者のケア方針の決定及び指導に関すること</li> <li>9. ご本人及びご家族へのケアプランの説明・同意に関すること</li> <li>10. プランの入居者個人ファイルの管理等に関すること</li> <li>11. 各種機関との連絡・連携に関すること</li> <li>12. その他、入居者の生活援助に関すること</li> </ol> <p>機能訓練指導員 (作業療法士)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居者のリハビリ・機能訓練に関すること</li> <li>2. 入居者の機能訓練プラン作成に関すること</li> <li>3. アセスメント・モニタリング・評価等の記入管理に関すること</li> <li>4. カンファレンスへの参加に関すること</li> <li>5. 入居者のアセスメントに関すること</li> <li>6. 入居者のリハビリの実績・記録に関すること</li> <li>7. 福祉用具の点検・管理・保管に関すること</li> <li>8. 福祉用具購入時の評価及び業者との連絡等に関すること</li> <li>9. 移動・移乗・体位変換の評価及び職員への助言指導に関すること</li> <li>10. レクリエーション活動の企画・準備・実践に関すること</li> </ol>
生活相談員 (全部署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居者・利用者の生活相談に関すること</li> <li>2. 利用者のインテーク・アセスメント等に関すること</li> <li>3. 入居・退居・契約に関すること</li> <li>4. 入居者の権利擁護・成年後見人制度等に関すること</li> <li>5. 利用者・家族・事業所との連絡調整に関すること</li> <li>6. 利用実績管理、介護保険請求に関すること</li> <li>7. 入居・利用申込手続、受け付けに関すること</li> </ol>	

	<p>11. 法人機能訓練指導員会議に関する事</p> <p>12. 委員会活動に関する事</p> <p>13. 横田地区「体操ひろば」の開催に関する事</p> <p>14. 分水地区「健康教室」の開催に関する事</p> <p>15. 地域の健康増進・啓発活動に関する事</p> <p>16. 島上小学校の体験学習に関する事</p> <p>17. 入居者の生活支援に関する事</p> <p>18. 入居者の外出支援の付添業務に関する事</p> <p>19. 日直業務に関する事</p> <p>20. その他の入居者の機能訓練に関する事</p>	<p>3. 入居者の定期健康診断に関する事</p> <p>4. 入居者のバイタル測定・日々健康状態の把握と判断に関する事</p> <p>5. 入居者の適切な受診の指示及び付添に関する事</p> <p>6. 入居者の医療機関への入退院に関する事</p> <p>7. 入居者の与薬の管理に関する事</p> <p>8. 嘴託医の診療業務の補助及び記録に関する事</p> <p>9. 歯科検診の補助及び記録に関する事</p> <p>10. 日々の処置及び緊急時の応急処置に関する事</p> <p>11. 診療カルテ・バイタル表の整理保管に関する事</p> <p>12. 医薬品（内服薬・外用薬）・治療器材の出納及び保管に関する事</p> <p>13. AED の日々点検に関する事</p> <p>14. 入居者の定期健康診断に関する事</p> <p>15. 入居者の受診・入退院の業務に関する事</p> <p>16. 感染症の予防・発生時の対応等に関する事</p> <p>17. 入居者のケアプランに関する事</p> <p>18. 介護保険の主治医の意見書に関する事</p> <p>19. 委員会活動に関する事（常勤職員）</p> <p>20. 入居者の生活支援に関する事</p> <p>21. 施設内の衛生管理・環境整備（清掃）に関する事</p> <p>22. その他、入居者のケア・看護に関する事</p>
介護職員	<p>1. 入居者の日常生活の介護に関する事</p> <p>2. 入居者のケアプラン（アセスメント・モニタリング）に関する事</p> <p>3. 入居者の離床支援に関する事</p> <p>4. 入居者の口腔ケアに関する事</p> <p>5. 入居者の食事支援に関する事</p> <p>6. ユニット内の食事提供（調理・配膳等）に関する事</p> <p>7. 入居者の排泄支援に関する事</p> <p>8. 入居者の入浴支援に関する事</p> <p>9. 入居者の衣類の管理・洗濯に関する事</p> <p>10. 入居者のバイタル測定・健康管理に関する事</p> <p>11. 入居者の簡単な処置の補助的業務に関する事</p> <p>12. 入居者の受診時の送迎・付添いに関する事</p> <p>13. 入居者の服薬支援に関する事</p> <p>14. 入居者の外出支援・買い物支援に関する事</p> <p>15. 入居者の余暇活動等の支援に関する事</p> <p>16. 入居者の生活支援に関する事柄をご家族に報告・相談・調整に関する事</p> <p>17. 行事及びレク計画・実施に関する事</p> <p>18. 入居者の記録の入力・日誌の整備に関する事</p> <p>19. リネン交換排泄関係物品の発注・管理に関する事</p> <p>20. 入居者の居室及び生活環境の整備・清掃に関する事</p> <p>21. 入居者の所持品等の管理に関する事</p> <p>22. 入居者の整容及び衛生に関する事</p> <p>23. 入居者・利用者の入退居時の準備に関する事</p> <p>24. 施設内外の清掃、美化に関する事</p> <p>25. 各ユニットの入居者の会開催に関する事</p> <p>26. 各自係分担の業務に関する事</p> <p>27. 委員会活動に関する事（常勤職員）</p> <p>28. その他の入居者・利用者の（生活支援）ケア全般に関する事</p>	<p>介助員</p> <p>1. 入居者・利用者の日常生活の支援の補助的介助に関する事</p> <p>2. 施設内外の環境整備・美化に関する事</p> <p>3. 入居者・利用者の衣類等の洗濯に関する事</p>
看護職員	<p>1. 入居者の健康管理に関する事</p> <p>2. 入居者の健康管理に関する記録の入力に関する事</p>	<p>管理栄養士 兼調理職員</p> <p>1. 献立作成、栄養管理、マネジメント（アセスメント・栄養プランの作成・モニタリング）に関する事</p> <p>3. カンファレンス参加・栄養指導に関する事</p> <p>4. 食中毒予防に関するマニュアルの整備及び職員に向けての研修等に関する事</p> <p>5. 給食及び調理業務に関する事</p> <p>6. ユニット内にて調理業務に関する事</p> <p>7. 各ユニットへ食材の配達及び保存食・衛生管理に関する事</p> <p>8. 入居者・利用者の食費の実績業務に関する事</p> <p>9. 給食材料の発注及び検収・在庫管理に関する事</p> <p>10. 材料の保管及び検収に関する事</p> <p>11. 廚房内の衛生管理に関する事</p> <p>12. ユニット内の台所の衛生管理確認・指導に関する事</p> <p>13. 職員の衛生管理（検便実施）に関する事</p> <p>14. 給食に係る関係部署との連絡調整に関する事</p> <p>15. 給食関係帳簿の整理保管に関する事</p> <p>16. 保健所及び関係機関との連絡・調整に関する事</p> <p>17. 調査統計等に関する事</p>

	<p>18. 利用者の嗜好調査に関すること</p> <p>19. 各季節事の行事食の提供に関すること</p> <p>20. 各ユニットの希望献立、お誕生祝い献立の提供に関すること</p> <p>21. クローバー会議の開催に関すること</p> <p>22. 入居判定会議への参加に関すること</p> <p>23. 定期的な喫茶開店の準備及び当日の運営に関すること</p> <p>24. 入居者・利用者の食生活の充実と楽しい雰囲気作りの工夫に関すること</p> <p>25. 日直業務に関すること</p> <p>26. 委員会活動に関すること（常勤職員）</p> <p>27. その他、食事提供に係る諸業務全般</p>	(小規模多機能ホーム)
調理員兼 介護職員	<p>1. 調理業務に関すること</p> <p>2. ユニット内での調理業務に関すること</p> <p>3. 食品衛生の徹底及び食中毒の防止に関すること</p> <p>4. 食事の盛り付け及び配膳に関すること</p> <p>5. 廉房器具の保管管理に関すること</p> <p>6. 入居者・利用者に喜ばれる調理の創意工夫に関すること</p> <p>7. 廉房内の清掃・衛生管理に関すること</p> <p>8. クローバー会議への参加に関すること</p> <p>9. 入居者・利用者の生活支援に関すること</p> <p>10. その他の食事提供全般に関すること</p>	<p>リーダー</p> <p>1. 小規模多機能ホームの業務の総括に関すること</p> <p>2. 勤務表の作成及び勤務調整に関すること</p> <p>3. 勤務表・出勤簿の集計確認に関すること</p> <p>4. 業務計画の樹立に関すること</p> <p>5. 部署職員の指導・研修に関すること</p> <p>6. ボランティアの受け入れ及び調整に関すること</p> <p>7. 実習生の受け入れ及び調整に関すること</p> <p>8. 利用者の記録・日誌の管理・保管に関すること</p> <p>9. 物品の請求及び保管管理に関すること</p> <p>10. 職員の指導及び研修に関すること</p> <p>11. 地域との交流に関すること</p> <p>12. 他の部署との連絡調整に関すること</p> <p>13. 運営会議の参加に関すること</p> <p>14. 運営推進会議に関すること</p> <p>15. 外部評価に関すること</p> <p>16. 管理者の補佐</p> <p>以下各自専門職の項目と同じ</p>
		<p>計画作成担当者 (介護支援専門員)</p> <p>1. 利用者のケアプラン作成に関すること</p> <p>2. 利用者の介護保険認定調査に関すること</p> <p>3. サービス担当者会議に関すること</p> <p>4. ケアプランの継続的な管理（モニタリング）と評価に関すること</p> <p>5. 介護認定期間の管理に関すること</p> <p>6. 利用者のケアの方針の決定及び指導に関すること</p> <p>7. 利用者・家族へのケアプランの説明・同意に関すること</p> <p>8. 利用の利用予定の調整に関すること</p> <p>9. 利用票・提供票の作成等に関すること</p> <p>10. 住宅改修に関すること</p> <p>11. 福祉用具購入に関すること</p> <p>12. 介護手当等、オムツ券等、介護保険外のサービスに関すること</p> <p>13. 保険者及び他事業者との連絡・調整に関すること</p> <p>14. 入退院時及び入院中の状態確認及び医療機関との連絡調整に関すること</p> <p>15. 受診に関する情報提供及び医療機関との連絡調整に関すること</p> <p>16. 利用実績及び利用料、介護保険請求に関すること</p> <p>17. 委員会活動に関すること</p> <p>18. その他利用者の生活支援全般に関すること</p>

介護職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の日常生活のケア・支援に関すること</li> <li>2. 利用者のケアプラン（アセスメント・モニタリング）に関すること</li> <li>3. 利用者のカンファレンスに関すること</li> <li>4. 通い利用者の送迎業務に関すること</li> <li>5. 在宅利用者への訪問支援に関すること</li> <li>6. 介護者家族への支援に関すること</li> <li>7. 宿泊利用者へのケア・支援に関すること</li> <li>8. 利用者の離床支援に関すること 利用者の口腔ケアに関すること</li> <li>9. 利用者の食事支援に関すること</li> <li>10. 食事提供（調理・配膳等）に関すること</li> <li>11. 利用者の排泄支援に関すること</li> <li>12. 利用者の入浴支援に関すること</li> <li>13. 利用者の衣類の管理・洗濯に関すること</li> <li>14. 利用者のバイタル測定・健康管理に関すること</li> <li>15. 利用者の簡単な処置の補助的業務に関すること</li> <li>16. 利用者の受診時の送迎・付添いに関すること</li> <li>17. 利用者の服薬支援に関すること</li> <li>18. 利用者の外出支援・買い物支援に関すること</li> <li>19. 利用者の余暇活動等の支援に関すること</li> <li>20. 利用者の生活支援に関する事柄をご家族に報告・相談・調整に関すること</li> <li>21. 行事及びレク計画・実施に関すること</li> <li>22. 利用者の記録の入力・日誌の整備に関すること</li> <li>23. リネン交換排泄関係物品の発注・管理に関すること</li> <li>24. 利用者の居室及び生活環境の整備・清掃に関すること</li> <li>25. 利用者の所持品等の管理に関すること</li> <li>26. 利用者の整容及び衛生に関すること</li> <li>27. 利用者持ち物等の点検・確認に関すること</li> <li>28. 施設内外の清掃、美化に関すること</li> <li>29. 優友会の開催に関すること</li> <li>30. 委員会活動に関すること（常勤職員）</li> <li>31. 各自の係分担における業務に関すること</li> <li>32. その他の入居者・利用者の（生活支援）ケア全般に関すること</li> </ol>
看護職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の保健及び健康管理に関すること</li> <li>2. 介護者家族との連絡調整及び支援に関すること</li> <li>3. その他、利用者の医療ニーズ対応に関すること</li> <li>4. 利用者の健康管理に関する記録の入力に関すること</li> <li>5. 利用者のバイタル測定・日々健康状態の把握と判断に関すること</li> <li>6. 利用の適切な受診の指示及び付添に関すること</li> <li>7. 利用者の医療機関への入退院に関すること</li> <li>8. 利用者の与薬の管理に関すること</li> <li>9. 日々の処置及び緊急時の応急処置に関すること</li> </ol>